# 河合町まちづくり自治基本条例

~ 概 要 版 ~



河 合 町



# 「まちづくり(自治)基本条例」って何?

まちづくりを 進めるための 基本となる条例 です

まちづくり基本条例(「自治基本条例」ともいいます。)とは、自治体(都道府県・市町村)の運営やまちづくりを進めるための基本的なルールを明らかにしたものです。

自治体の条例・規則や計画等はこの基本条例の趣旨を受けて制定されることになり、自治体の最高規範(基本規範)となるものです

# なぜ「まちづくり(自治)基本条例」が必要なの?

これまでのやり方 では解決できない 多くの課題が出てい ます 地方分権推進の動きを受けて、地方公共団体は地域特性に基づいた政策を主体的に進めていくこととなりましたが、一方で、人口減少と少子高齢化、産業構造などの社会経済情勢の変化などによって、これまでのやり方では解決できない多くの問題が発生しています。

また、社会経済情勢の変化に伴い、自治体の経営基盤は年々厳しくなっています。

これらの課題解決には、町民が主体的に参加し、町 民、町議会、行政の協力・連携・協働による取り組み が必要です。

また、行政運営に当たっても、情報公開・共有を図るとともにルールに基づいた分かりやすく公正な自治体経営が求められるようになっています。

まちづくり(自治)基本条例は、こうした自治の基盤となるよう制定するものです。

# 河合町まちづくり自治基本条例の目的は?

共にまちづくりを 進めるために みんなで共有できる ルールが必要です

河合町をもっと暮らしやすいまちにするために、まちづくりの主体である町民、町議会、行政が、それぞれの役割を担いながら協力・連携・協働してまちづくりを進めていくための最も基本となるルールを定めるものです。

河合町まちづくり自治基本条例で、町民、町議会、 行政、それぞれの役割や責務、さらに参加・参画と協 働、住民自治、町政運営の在り方などを明確にする ことで、河合町の住民自治(地域のまちづくり活動) や団体自治(町議会・行政運営)の動きの見通しがよ くなり、町民のまちづくりや町政への関心が高まり、 町民の参加・参画、協働のもと地域課題の解決に向 けた多様な活動が展開されることが期待されます。

# 河合町まちづくり自治基本条例ができたらどうなるの?

河合町らしい 暮らしやすいまちに 一歩近づきます

河合町まちづくり自治基本条例ができたからといって、町民の皆さんの暮らしが、急に変わるものでは ありません。

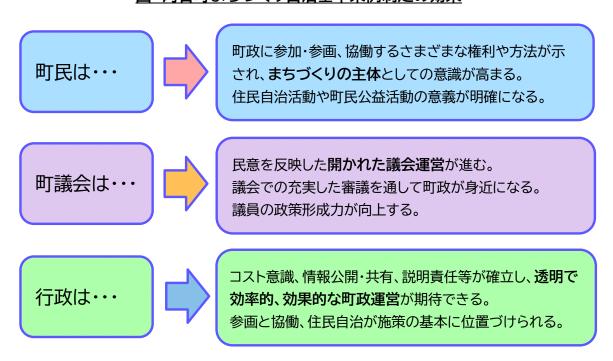
しかし、この条例によって、町民がまちづくりに主体的に参加・参画し、また、重要な計画や条例の制定、改廃などを決定する際に、町民の意見を十分反映するための仕組みが整えられることになります。

町は、町民の皆さんへ分かりやすい情報提供・共有に努め、町民の皆さんも行政やまちづくりに関心をもって参加・参画していただくよう、それぞれが責務を果たし、一歩ずつ改革していくことになります。

この条例は施行後、各まちづくりの主体に活用されることが大切です。

町民、町議会、行政に期待される効果は以下のと おりです。

# 図 河合町まちづくり自治基本条例制定の効果



注:町議会では、「河合町議会基本条例」が令和2年9月に制定されています。

# 町民、町議会、行政の 三者が連携・協働して 進めています

河合町のまちづくりは、町民、町議会、行政の三者 が連携・協働して進めています。

町民は、住民だけでなく在勤者、在学者、町内の事 業者等、町の公益や発展のために活動するものと、 幅広くとらえています。(条例第2条に定義)

#### 町民の権利

- ●町政情報を知る権利
- ●町政に参加、参画する権利

#### 町民の役割と責務

- ●まちづくりへの積極的な参加、参画
- ●責任ある発言と行動
- ●大字、自治会活動への参加

## 町民

まちづくりの主体として、地 域の課題の解決に努めます。



町民とは、町内に居住する者、 町内で働く者や学ぶ者、町内で 事業活動その他の活動を行うも の及び町に利害を有するもの又 は関心のあるものをいいます。

- ●選挙 ●議会の傍聴 ●協働の取組
- •情報提供 わかりやすい説明
- ◆公正、誠実な行政サービス◆わかりやすい情報提供
- ●住民自治活動等への支援
- ●選挙
- ●町政への参加 ●協働の取組

- 基本原則 ●参加、参画と協働
- 補完性
- 情報共有
- 健全な行政経営
- ●環境との共生
- 多様性尊重

# 町長・執行機関

町民の思いが反映された 町政運営を行います。



# 町議会

町民の意思が町政に反映され るよう努めます。



#### 町議会の役割と責務

- ●町政の監視と評価
- ●町民への情報提供
- ●開かれた議会運営
- ●議決責任と説明責任
- ●議会運営に関する説明

- ●町政運営の監視・評価 ●議案の審議・決定
- ●議案などの提案 ●町政運営の説明責任

#### 執行機関の役割と責務

- ●情報共有の推進
- ●町民参加・参画の機会の提供
- ●協働のまちづくりの推進と支援
- ●町政運営に関する説明責任
- ●町民活動の支援
- ●効率的・効果的な町政運営

# 河合町まちづくり自治基本条例の考え方と構成

# 基本理念と原則

(4)

とします。

河合町まちづくり自治基本条例では、まちづくり を進めるときに最も大切にしたい価値である4つの 基本理念を、そして基本理念を実現していくときの 行動原則である基本原則を以下のように6つ掲げて います。

# 河合町まちづくり自治基本条例の基本理念と基本原則

# 基本理念(要約) (1) 基本的人権が守られ、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性に関わらず、安全で安心して暮らすことができる持続可能なまちをつくります。 (2) 町民及び町が連携し、協働して、公正で自立した町民主体の町政を行うまちをつくります。 (3) 歴史、文化及び自然環境を守り伝え、次世代を担う子どもたちに誇ることができる持続可能なまちをつくります。 まちづくりは、地域の特性と自主性を尊重した民主的に運営される住民自治を基本

基本原則(項目名)			
1	参加、参画と協働の原則		
2	補完性の原則		
3	情報共有の原則		
4	健全な行政経営の原則		
5	環境との共生の原則		
6	多様性尊重の原則		

# 条例の構成

この条例は、おおよそ下図のような組み立てになっています。

基本理念と基本原則のもと、河合町のまちづくり に重要な役割を果たす5つの柱を立てています。条 例は全12章40条で構成されています。

# 図 河合町まちづくり自治基本条例の5つの柱

(前文) 河合町のすがた、あるべき自治のかたち

まちづくりの基 本 理 念、基 本 原 則

町民の権利・役割・責務、まちづくりへの参画

住民自治、参加・参画と協働のまちづくり

町議会・執行機関・町職員の役割と責務

透明で効率的・効果的な町政運営

# 河合町まちづくり自治基本条例

(河合町の自治を分かりやすく説明したもの)

# 前 文

## 第1章 総則

第1条 目的 第2条 用語の定義

# 第3章 「町民の権利と役割、責務」

第5条 町民の権利 第6条 町民の役割と責務 第7条 子どもの権利 第8条 事業者の役割と責務

## 第4章 「情報の公開と共有」

第9条 情報の公開と共有 第10条 個人情報保護

# 第5章 参加、参画と協働のまちづくり

第11条 参加、参画の権利 第12条 参加、参画と協働の制度 第13条 参加、参画と協働の まちづくり 第14条 審議会等への参加 第15条 町民公益活動

## 第6章 住民自治

第16条 住民自治 第17条 住民自治の原則 第18条 まちづくり協議会 第19条 大字及び自治会等

#### 第7章 生涯学習

及び文化のまちづくり

第20条 生涯学習とまちづくり 第21条 文化のまちづくり

## 第2章 基本理念及び基本原則

第3条 基本理念 第4条 基本原則

#### 第8章 町議会並びに執行機関

及び町職員の役割と責務

第22条 町議会の役割と責務 第23条 町議会議員の役割と責務 第24条 執行機関の役割と責務 第25条 町職員の役割と責務

## 第9章 町政運営

第26条 総合計画

第27条 財政運営 第28条 政策法務 第29条 法令遵守及び公益通報 第30条 説明責任及び応答責任 第31条 広報広聴、パブリックコメント 第32条 行政手続 第33条 行政評価

# 第10章 町民投票

第34条 外部監査

第35条 危機管理

第36条 町民投票

#### 第11章 連携

第37条 広域連携

#### 第12章 条例の位置づけ及び見直し

第38条 自治の最高規範 第39条 条例の見直し 第40条 運用

# 河合町まちづくり自治基本条例の内容

詳しくは条例と逐条解説書をご覧ください。

## 1.まちづくりの基本的な考え方

•	,		
П	ī	ī	$\nabla$

河合町のすがた(地域特性)と条例制定の背景や趣旨、基本理念を述べ、町民、町議会、行政が総力をあげて河合町のまちづくりに取り組むための基本的な枠組みとして、この条例を最高規範として定めるという決意を示しています。

そこで、町民、町議会、行政、それぞれの役割と責務を定め、町政の基本理念や基本原則を明らかにする河合町の最高規範としての河合町まちづくり自治基本条例を制定することを宣言しています。

#### 第1章 総則

第1条 目的 第2条 定義

この条例を制定する目的を明らかにしています。

また、条例内で使用する主な用語の定義を行っています。

#### (目的)

- ・ 町民、町議会、行政が、まちづくりに取り組む基本ルールを定める
- ・ 町民主体の持続可能な地域社会の実現と、町民の福祉の向上を図る (定義)
- ・町 ・執行機関 ・参画 ・協働 ・まちづくり
- ・町民公益活動団体 ・地域自治団体・多様な主体

#### 第2章 基本理念及び基本原則

第3条 基本理念 第4条 基本原則

河合町のまちづくりに当たって、最も大切にしたい4つの基本理念と、 その実現のための6つの基本原則を定めています。

#### (基本理念)

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 町民、町議会、行政の連携、協働
- ・ 歴史、文化及び自然環境の保存継承
- ・ 住民自治を基本とするまちづくり

#### (基本原則)

- ・参加、参画と協働の原則 ・補完性の原則 ・情報共有の原則
- ・健全な行政経営の原則・環境との共生の原則
- ・多様性尊重の原則

#### 2.町民の権利と役割、責務

#### 第3章 町民の権利と役割、責務

第5条 町民の権利

第6条 町民の役割と責務

第7条 子どもの権利

第8条 事業者の役割と責務

まちづくりの主体である町民の、まちづくりに参加する権利と役割、責務について定めています。

なお、この条例の「町民」とは、河合町のまちづくりに参加できる(してほしい)人たちを幅広く「町民」としています。

また、将来のまちの担い手である子どもの権利についても明記しています。

#### (町民の権利)

- ・町政に関する情報を知る権利
- ・町政に参加、参画する権利

- ・ 安全で安心な生活を営む権利
- ・ 公平、公正な行政サービスを受ける権利

#### (町民の役割、責務)

- ・ 行動と発言に責任を持つ
- ・ 積極的にまちづくりに参加、参画する
- ・ 町と協働し、連携する
- ・ 行政サービスに伴う必要な負担

#### (子どもの権利)

- ・健やかに育つ権利
- ・ 年齢に応じてまちづくりに参加、参画する権利

#### (事業者の役割、責務)

- ・地域社会との調和
- ・ 魅力あるまちづくり、町民が安心して生活できるまちづくりに寄与

#### 3.参画と協働で進めるまちづくりの仕組み

#### 第4章 情報の公開と共有

第9条 情報の公開と共有 第10条 個人情報保護 情報を公開・共有することが、参加、参画と協働のまちづくりの前提です。

町の保有する情報の適正な管理と分かりやすい公開などを定めています。

#### (情報公開と共有)

- ・ 町政に関する情報は、「河合町情報公開条例」に基づき原則公開
- ・ 町の保有する情報の適正な管理と積極的、効果的、かつ、分かりやす く、入手しやすい方法での提供

#### (個人情報保護)

- ・「河合町個人情報保護条例」に基づき、個人情報を適切に保護、管理
- ・ 自己の個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切 な措置

# 第5章 参加、参画と協働のまちづくり

第11条 参加、参画の権利

第12条 参加、参画と協働の制度

第13条 参加、参画と協働のまちづくり

第14条 審議会等への参加

第15条 町民公益活動

河合町では参加、参画と協働のまちづくりを推進すること、その権利や制度について定めています。

#### (参加、参画の権利)

・ 町民はまちづくりに主体的に参画する権利を有する

#### (参加、参画と協働の制度)

- 町は、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行う
- ・ 町民及び町は、意見交換などで交流や連携を促進する機会をつくる よう努める

#### (参加、参画と協働のまちづくり)

- ・ 町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくり を推進する
- ・ 町民と町は対等な関係、互いの意見、活動を尊重し、責任ある行動を とる

#### (審議会等への参加)

- ・ 重要な条例、計画の制定や見直し等は、適切な時期に多様な手段により町民の参加、参画を図る
- ・ 審議会等には、原則として町民から公募した委員を加える
- ・ 審議会等の会議は、原則として公開とし、会議記録等を公表する (町民公益活動)
- ・ 町民は、町民公益活動団体に参加したり、自ら団体をつくることができる

#### (町民公益活動団体:ボランティア活動団体、NPO等)

#### 第6章 住民自治

第16条 住民自治

第17条 住民自治の原則

第18条 まちづくり協議会

第19条 大字及び自治会等

町民自らが地域の運営を行う住民自治について定めています。

また、新しい自治組織として「まちづくり協議会」や、地域における最も 身近で重要な住民自治の仕組みである大字・自治会について定めていま す。

#### (住民自治)

・住民自治の定義

一定の区域で、町民が主体となり、地域課題の解決に取り組む活動 (住民自治の原則)

・ 町民は住民自治活動に自らも参加するよう努める

#### (まちづくり協議会)

- ・ 町民は、一定の区域で多様な主体で構成された「まちづくり協議会」 をつくることができる
- ・ 町やその他の組織と連携して地域課題の解決に向けたまちづくり活動を行う
- ・必要な事項は別に定める

#### (大字及び自治会等)

- ・ 町民は、大字及び自治会等の活動に自主的に参加し、地域の課題解 決に協力して行動する
- ・ 町民は、大字及び自治会等の加入に努める

## 4. 歴史文化の保存継承

第7章 文化及び生涯学習のまちづくり

第20条 生涯学習とまちづくり 第21条 文化のまちづくり 町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶために必要な 生涯学習や文化芸術、スポーツ活動、歴史文化自然環境などについて定 めています。

#### (生涯学習とまちづくり)

- ・ 町民は、生涯にわたって学習する権利を持つ
- ・ 町は、学習の機会の提供し、まちづくり活動への参加参画を促す
- ・ 町民及び町は、学習した成果を地域活動やまちづくり活動に活かせ すよう努める

#### (文化のまちづくり)

- ・ 町民は文化芸術やスポーツ活動に親しむ権利を持つ
- ・ 町は、その活動が根付く地域社会の実現に努める
- ・ 町民及び町は、文化財の保存活用と歴史、文化、自然環境を次世代 に継承するよう努める

#### 5. 町議会と執行機関、町職員の役割と責務

第8章 町議会並びに執行機関及び町職員の役割と責務

第22条 町議会の役割と責務

第23条 町議会議員の役割と責務

第24条 執行機関の役割と責務

第25条 町職員の役割と責務

まちづくりにおいて、町議会や町議会議員が果たすべき役割と責務に ついて定めています。

また、町長を代表とする執行機関の果たすべき役割と責務や、町職員の役割と責務についても定めています。

#### (町議会の役割と責務)

- ・町の重要事項を議決する権限
- ・ 町民の意思が町政に適正に反映されているかを監視し評価する権限

- ・ 町民との情報共有、開かれた議会運営
- ・議決責任と町民への説明責任
- ・ 積極的な情報公開と情報発信
- ・ 町民の声が政策に反映されるよう努める

#### (町議会議員の役割と責務)

- ・公正かつ誠実な職務の遂行
- ・ 広く町民の声を聞き、町民の意見を反映した政策提案を行う
- ・ 町政の課題全般について町民の意見を把握する
- ・自己研鑽による審議能力や政策立案能力の向上

#### (執行機関の役割と責務)

- ・町民の信託に応え、公正かつ誠実に町政運営を行う
- ・ 長期的な将来像を示し、具体的施策の実施により課題解決を図る
- ・ 施策執行等の町民及び町議会への説明責任を果たす
- ・ 効率的かつ効果的な行政経営、機能的、効率的な組織体制の整備と 組織の横断的な連携調整、町職員の育成と能力の向上

#### (町職員の役割と責務)

- ・ 法令等を遵守し、公正、誠実で効率的に職務を遂行する
- ・ 職務遂行には創意工夫を行い、町民に丁寧で分かりやすい説明に努める
- ・ 積極的な知識習得、職務遂行能力の向上に努める
- ・ 一町民として地域課題の発見や解決への取り組み、地域のまちづくり活動に積極的に参加するよう努める

## 6.透明で効率的・効果的な町政運営

#### 第9章 町政運営

第26条 総合計画

第27条 財政運営

第28条 政策法務

第29条 法令遵守及び公益通報

第30条 説明責任及び応答責任

第31条 広報広聴、パブリックコメント

第32条 行政手続

第33条 行政評価

第34条 外部監査

第35条 危機管理

総合計画や行政評価、危機管理体制の確立など、町政運営のために必要な基本的制度について定め、参画と協働を前提として、分かりやすい町政運営を行うことを定めています。

#### (総合計画)

- ・ 町の最上位計画として総合計画を策定する
- ・ 総合計画の策定、見直しは、町民の参画を得て行う

#### (財政運営)

- ・ 予算編成及び執行は、最少の経費で最大の効果をあげるよう努める
- ・ 財政状況について、町民が具体的に把握できるように公表する
- ・中長期的な財政収支見通しの作成と公表
- ・ 町有財産の適正な管理運用と、状況の公表

#### (政策法務)

・この条例に基づき、条例、規則等の整備や体系化に努める

#### (法令遵守及び公益通報)

- ・町は、常に法令を遵守し、公正な町政運営を行う
- ・ 町職員は、町政運営上の法令違反等を知ったときは、速やかに通報 する

#### (説明責任及び応答責任)

- ・ 政策の企画立案、実施、評価及び見直しのそれぞれの段階の情報を 町民に明らかにする
- ・ 町民の町政に関する意見等に対して、事実関係を調査し、誠実に対応する

#### (広報広聴、パブリックコメント)

- 町政の方針や動向等の情報は、多様な手段で分かりやすく広報する
- ・ 多様な手法で町民の意見を聴くよう努める
- ・ 重要な条例や計画の制定、策定等の場合は、パブリックコメントなど の手続きにより、町民の意見、提案を広く求める

#### (行政手続)

・ 町民の権利及び利益を保護するための行政手続きは、「河合町行政 手続条例」に基づき適正に行う

#### (行政評価)

- ・ 町の政策等の評価を実施し、結果を、分かりやすく公表するよう努める
- ・ 必要に応じて町民及び専門家等の意見を聴くなど、評価方法の改善に努める

#### (外部監査)

- ・ 必要に応じて外部機関による監査を実施し、その結果を公表する「危機管理)
- ・ 町は、災害発生等に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立 に努める
- ・ 町は、町民の自主防災機能の強化を図るため、町民の活動を積極的 に支援するよう努める
- ・町民は、災害発生等には、自助及び共助を理念として、相互に連携 し、助け合うよう努める

#### 7. 町民投票

# 第10章 町民投票 第36条 町民投票

町政において重要な政策判断などが必要なときに、町民意思確認のため町民投票を実施する手続きについて定めています。

#### (町民投票)

- ・ 町長は、町議会の議決を経て、町民投票を実施することができる
- ・ 町長は、河合町の有権者総数の50分の1以上の連署で町民投票条 例制定の請求があり、条例が議決されたときは町民投票を実施しな ければならない
- ・町民投票に必要な事項は別に定める
- ・町は、町民投票の結果を尊重しなければならない

#### 8.連携と協力

#### 第11章 連携

第37条 広域連携

町単独では対応が難しい課題の解決に向け、それぞれの役割を明確化 し他の自治体などと連携・協力することを定めています.

#### (広域連携)

- ・ 町は、他の地方自治体、国及びその他の機関と対等な立場で、連携、 協力してまちづくりを推進する
- ・ 町民は、他の地方自治体の住民や団体等との交流、連携により、その 知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める

# 9.条例の実効性の確保

# 第12章 条例の位置づけ及び見直

第38条 条例の位置づけ 第39条 条例の見直し 第40条 運用 この条例の最高規範性をうたうとともに、条例施行後、一定期間ごと に条例を検証し、必要に応じて見直すこと、検証や見直しの際には町民 の意見を反映させることを定めています。

#### (条例の位置づけ)

・ 河合町の自治の最高規範

#### (条例の見直し)

- ・ 条例施行後5年を超えない期間ごとに、見直しの検討を行う
- ・見直しの検討は、町民の意見を聞き反映させる

#### 運用)

- ・ 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会を設置し、町民及び町による推進体制を確保する
- ・ 推進委員会は、他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、必要 な見直しを町長に求める

#### 河合町まちづくり自治基本条例

## 目次

前文

第1章 総則(第1条、第2条)

第2章 基本理念及び基本原則(第3条、第4条)

第3章 町民の権利と役割、責務(第5条-第8条)

第4章 情報の公開と共有(第9条、第10条)

第5章 参加、参画と協働のまちづくり

(第11条-第15条)

第6章 住民自治(第16条-第19条)

第7章 生涯学習及び文化のまちづくり

(第20条、第21条)

第8章 町議会並びに執行機関及び町職員の役割と責務(第22条-第25条)

第9章 町政運営(第26条-第35条)

第10章 町民投票(第36条)

第11章 連携(第37条)

第12章 条例の位置づけ及び見直し(第38条 -第40条)

附則

私たちのまち河合町は、古くは旧石器時代から人々の 生活が営まれ、大塚山古墳群、廣瀬神社などの歴史的・文 化的遺産をはじめとした、万葉集にも歌われた豊かな自 然に囲まれた町です。

大和川の水運を利用した産業や、高度経済成長を背景とした西大和ニュータウンの開発により、都市圏を支えるベッドタウン・田園都市として発展しました。また、神社や祭りなど、先人が築いた貴重な伝統・文化を受け継ぎ、大切に育んできました。

近年では、少子高齢化やICT化の進展、生活の多様化といった社会情勢の変化により、新たなまちづくりの在り方が問われています。そのためには、町民による住民自治と町議会・行政による団体自治が有機的に連携し、持続可能な地域社会を形成する必要があります。

すでに、子どもたちの見守り活動や防犯・防災活動など 安全、安心に生活できる環境づくりやボランティア活動が 各地域で活発に行われていますが、これからも先人たち が培ってこられた河合町の歴史を尊重し、次代を担う子ど もたちが誇れる町とするため、人と人が世代を超えて繋 がり、町民と町議会、行政が協働してまちづくりを進め、 次世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、河合町のまちづくりの理念を明らかにし、参画と協働を基本として、町に関わる全ての人が主体になるまちづくりの最高規範として、ここに河合町まちづくり自治基本条例を制定します。

#### 第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、河合町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則、町民の権利、役割及び責務並びに町の役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民を主体とした個性豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現及び町民の福祉の向上を図ることを目的とします。(用語の定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義 は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
  - (1) 町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内で事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有するもの又は関心のあるものをいいます。
  - (2) 町 町議会及び町の執行機関をいいます。
  - (3) 執行機関 町長を含む町の行政事務を執行する 機関をいい、「行政」ともいいます。
  - (4) 参画 町の施策や事業等の計画、実施及び評価 等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わる ことをいいます。
  - (5) 協働 町民及び町が、それぞれの役割と責任を 自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で 連携、協力しながらまちづくりに取り組むことを いいます。
  - (6) まちづくり 時代に沿った住みよく持続可能な 地域社会をつくるための取り組みをいいます。
  - (7) 町民公益活動団体 町民による自発的かつ自主 的な意思に基づき、広く社会的課題の解決やまち づくりを目的とした非営利で公益的な活動を行う 団体をいいます。
  - (8) 地域自治団体 一定のまとまりのある区域内の 多様な主体で構成される地域自治を担う団体を いいます。
  - (9) 多様な主体 大字及び自治会等をはじめ、地域 自治団体、町民公益活動団体、事業者のほか、ま ちづくりに参加する個人等をいいます。

#### 第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

- 第3条 町民及び町は、次に掲げる基本理念により、住民 自治の確立を目指したまちづくりを推進します。
  - (1) 町民一人ひとりの基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、 国籍、民族、障がいの有無その他の属性に関わらず、安全で安心して暮らすことができる持続可能 なまちをつくります。

- (2) 町民及び町が、それぞれの役割を担いながら 連携し、協働して、公正で自立した町民主体の町 政を行うまちをつくります。
- (3) 町民及び町は、先人が築き、継承してきた歴史、 文化及び自然環境を守り伝え、次世代を担う子ど もたちに誇ることができる持続可能なまちをつく ります。
- (4) まちづくりに当たっては、地域の特性と自主性 を尊重した民主的に運営される住民自治を基本 とします。

#### (基本原則)

- 第4条 町民及び町は、次に掲げる事項を基本原則として、 自治及びまちづくりを推進します。
  - (1)参加、参画と協働の原則 町民は、自治の主体 として町政に参加、参画するとともに、公共的課 題の解決に当たっては、町民及び町が協働して取 り組みます。
  - (2) 補完性の原則 まちづくりはより身近なところ から協議や決定、実践を行い、それぞれの適切な 役割分担により補完します。
  - (3) 情報共有の原則 町が持つ町政情報及び町民 が持つ公益情報が公開され、町民同士又は町民 と町は、まちづくりに必要な情報の共有を行うと ともに、町は、町民への説明責任、応答責任を果たします。
  - (4) 健全な行政経営の原則 町は、計画と検証及 び評価に基づいた健全かつ持続可能な行政経営 を行うとともに、まちづくりに当たっては、地域の 特性と自主性を尊重した民主的に運営される住 民自治を基本とします。
  - (5) 環境との共生の原則 自然やまちの歴史遺産 等を守り、環境との共生を図ります。
  - (6) 多様性尊重の原則 町民の多様な属性や文化を尊重したまちづくりを進めます。

#### 第3章 町民の権利と役割、責務

(町民の権利)

- 第5条 町民は、まちづくりの主体として、町政に関する情報を知る権利及び町政に参加、参画する権利を有します。
- 2 町民は、個人として尊重され、公正な行政サービスのもと安全で安心な生活を営む権利を有します。
- 3 前2項に規定する町民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、その権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けません。

(町民の役割と責務)

第6条 町民は、持続可能なまちづくりのため、自らがま ちづくりの主体であることを認識するとともに、互いの 活動を尊重し、認め合いながら、自らの行動と発言に責

- 任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するように 努めなければなりません。
- 2 町民は、町と協働し、連携しながら、安全、安心に暮らせるまちづくりに取り組まなければなりません。
- 3 町民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければなりません。
- 4 町民は、行政サービスに伴う必要な負担をするものとします。

(子どもの権利)

- 第7条 子ども(18歳未満の町民をいいます。以下同じ。) は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権 利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加、 参画することができます。
- 2 町民及び町は、子どもがまちづくりに参加、参画する 機会の充実に努めなければなりません。
- 3 町民及び町は、子どもの主体性を尊重するとともに、 子どもが健やかに育ち、ふるさとを大切に思える環境 づくりに努めなければなりません。

(事業者の役割と責務)

- 第8条 事業者は、地域社会を構成する一員として社会的 な責務を自覚し、地域社会との調和を図り、魅力あるま ちづくりの推進に寄与するよう努めなければなりませ ん。
- 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、環境の保全に配慮するとともに、町民が安心して生活できるまちづくりに寄与するよう努めなければなりません。

#### 第4章 情報の公開と共有

(情報の公開と共有)

- 第9条 町は、町民の知る権利を保障するとともに、町政に関して町民に対する説明責務を果たすため、別に条例で定めるところにより、町民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報を原則として公開しなければなりません。
- 2 町は、保有する情報を適正に管理し、町民が必要とする情報を積極的かつ効果的に提供するものとします。
- 3 町は、町民への情報の公開及び提供に当たっては、広報紙、ホームページその他多様な方法を活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で町民に提供するものとします。
- 4 町民及び町は、互いに自らの活動内容に係る情報の共有に努めるものとします。

(個人情報保護)

第10条 町は、町民の権利及び利益を守るため、別に定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する町民の権利に対して適切な措置を講じなければなりません。

2 町長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、法令等の規定に基づき、個人情報を一定の手続を経て団体等に提供することができるものとします。

#### 第5章 参加、参画と協働のまちづくり

(参加、参画の権利)

- 第11条 町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに 参画する権利を有します。
- 2 町民は、まちづくりへの参加・不参加を理由として不利益を被ることはありません。

(参加、参画と協働の制度)

- 第12条 町は、まちづくり及び地域の公共的課題の解決 について多様な主体がその担い手となれるよう、協働 を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行うとと もに、町民同士並びに町民及び町が協働して取り組む 機会の拡充に努めるものとします。
- 2 町民及び町は、まちづくりに関する自由な意見交換や 熟議が行える場や機会を設定し、町民同士又は町民と 町が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよ う努めるものとします。

(参加、参画と協働のまちづくり)

- 第13条 町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画 と協働のまちづくりを推進しなければなりません。
- 2 町民及び町は、相互に協働するときは、対等な関係を 維持し、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければ なりません。
- 3 町民及び町は、まちづくりに参画するに当たり、互い の意見や活動を尊重し、責任ある行動をとるよう努め なければなりません。

(審議会等への参加)

- 第14条 町は、重要な条例の制定及び改廃並びに計画の 策定及び改廃に当たっては、適切な時期に多様な手段 で町民の参加、参画を図るものとします。
- 2 町は、審議会等の委員を選任する場合は、原則として町民からの公募委員を含めるものとします。
- 3 町は、審議会等の会議について、法令等の定めのある もの及び個人情報に関係するものを除き、原則として 公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表す るものとします。

(町民公益活動)

- 第15条 町民は、町民公益活動団体を自ら立ち上げ、又は参加することにより、新しい公共の担い手として活動することができます。
- 2 町民公益活動団体は、社会的課題の解決やまちづくり のために多様な主体と積極的に協働するよう努めるも のとします。
- 3 町長は、町民公益活動団体の役割と主体性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な措置を講ず

るよう努めるものとします。

#### 第6章 住民自治

(住民自治)

- 第16条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定 の区域において、町民が積極的に地域課題に取り組み、 町民が主体となったまちづくりを行う活動をいいます。 (住民自治の原則)
- 第17条 町民は、住民自治活動の重要性を認識し、相互 理解に努めるとともに自らも活動に参加するよう努め るものとします。
- 2 町民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めるものとします。
- 3 町長は、自主的な住民自治活動の役割を認識し、その 活動に対して支援、その他必要な措置を講じることが できるものとします。

(まちづくり協議会)

- 第18条 町民は、地域自治団体(以下「まちづくり協議会」 といいます。)を設置することができます。
- 2 まちづくり協議会は、当該地域の全ての町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うものとします。
- 3 町は、まちづくり協議会の自主性と役割を認識し尊重 するとともに、まちづくり協議会の活動に対して協働の まちづくりを推進するための必要な支援、その他必要 な措置を講じることができるものとします。
- 4 まちづくり協議会に関して必要な事項は別に定めるものとします。

(大字及び自治会等)

- 第19条 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に大字及び自治会等の活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。
- 2 大字及び自治会等は、その役割と責任を自覚し、まち づくり協議会の主たる担い手として、まちづくりに参画 するよう努めるものとします。
- 3 町民は、大字及び自治会等への加入に努めるものとします。
- 4 町長は、大字及び自治会等の果たす役割を認識し、また、その自主性及び自律性を尊重し、その活動に対して 支援、その他必要な措置を講じることができるものと します。

#### 第7章 生涯学習及び文化のまちづくり

(生涯学習とまちづくり)

第20条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、

生涯にわたって学習する権利を持っています。

- 2 町は、町民のまちづくりに関する多様な学習の機会を 提供するとともに、学習の機会を通してまちづくり活動 への参加参画を促すよう努めなければなりません。
- 3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに活かせるよう努めるものとします。

(文化のまちづくり)

- 第21条 町は、文化芸術を創造し享受することが町民の 権利であることを認識し、町民一人ひとりが自分に合った文化、芸術、スポーツ活動に親しむことができる地域社会の実現に努めなければなりません。
- 2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し適切な保存活用に努め、文化財を生み出した郷土の歴史や文化、自然環境を次世代に継承するよう努めなければなりません。

## 第8章 町議会並びに執行機関及び町職員の役割 と責務

(町議会の役割と責務)

- 第22条 町議会は、法令の定めるところにより、選挙で 直接選ばれた町議会議員によって構成される町の重要 事項を議決する議事機関であり、この条例の趣旨に基 づき、その権限を行使しなければなりません。
- 2 町議会は、町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視し、及び評価する権限を有します。
- 3 町議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改 廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機 関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに町政 に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する 等の権限を有します。
- 4 町議会は、その権限を行使することにより、民主的な 町政の発展と町民福祉の向上に努めなければなりませ ん。
- 5 町議会は、町民との情報共有を図り、原則として本会 議及び委員会を公開する等、開かれた議会運営に努め なければなりません。
- 6 町議会の会議は、討議を基本とし、議決に当たっては その議決責任を深く認識し、町民に対して説明する責 任を有します。
- 7 町議会は、町民参画を推進するため、積極的な情報公開と情報発信に努め、必要に応じ議会報告会を開催するなど、町民との対話の場を設け、広く意見を求め、町民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。
- 8 町議会の組織、活動等の基本事項に関しては、別に定めます。

(町議会議員の役割と責務)

第23条 町議会議員は、高い倫理性のもと、公正かつ誠 実に職務を遂行するとともに、一部団体及び地域の代

- 表にとどまらず、常に町民全体の福祉の向上を念頭に 置き行動しなければなりません。
- 2 町議会議員は、議会活動に関する情報を町民に分かり やすく説明するとともに、広く町民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策を提案し、そ の実現に向けて最大限努力しなければなりません。
- 3 町議会議員は、町議会の責務を遂行するため、町政の 課題全般について町民の意見を把握するとともに、自 己の能力を高めるために研鑽し、審議能力及び政策立 案能力の向上に努めなければなりません。

(執行機関の役割と責務)

- 第24条 町長は、町の代表者として、町民の信託に応え、町民全体の福祉の向上及び持続可能な地域社会の形成を目指し、住民自治を基本とするとともに、他の執行機関と連携し、公正かつ誠実に町政運営を行わなければなりません。
- 2 町長は、町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将 来像を町民に示すとともに、具体的施策により課題解 決を図らなければなりません。
- 3 町長は、施策の執行に当たっては、町民及び町議会へ の説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づ き、町政運営を通じて自治の実現、町民主体のまちづ くりの推進に努めなければなりません。
- 4 町長は、前3項の責務を果たすため、効率的かつ効果 的な行政経営に努め、町民に分かりやすく機能的で効 率的な組織体制を整備し、組織の横断的な連携調整に 努めるとともに、町職員の育成及び能力の向上を図り、 町民のための施策の遂行に努めなければなりません。 (町職員の役割と責務)
- 第25条 町職員は、町民全体のために働く者として法令 等を遵守し、効率的で公正かつ誠実に、その職務を遂 行しなければなりません。
- 2 町職員は、その職務を遂行するに当たって創意工夫を 行い、町民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めな ければなりません。
- 3 町職員は、その職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を目指し、研修に積極的に参加する等研鑽に努めなければなりません。
- 4 町職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域の公 共的課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地 域のまちづくり等に参加するよう努めるものとします。

#### 第9章 町政運営

(総合計画)

第26条 町長は、町政の目指す方向を明らかにし、総合 的かつ計画的に町政を運営するため、この条例で定め られたまちづくりの基本理念及び基本原則に基づき、 町の最上位計画として総合計画を策定するものとしま す。

- 2 町長は、個別計画を策定するときは、総合計画との整合を図らなければなりません。
- 3 町長は、総合計画について、適切な進行管理を行うと ともに、社会情勢に十分配慮し、必要に応じて見直しを 行わなければなりません。
- 4 町長は、総合計画の策定、見直しに当たっては、幅広く 町民の参画を得て行わなければなりません。

#### (財政運営)

- 第27条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、財源を効果的かつ効率的に活用し、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければなりません。
- 2 町長は、予算、決算などの財政状況について、別に定めるところにより、町民が具体的に把握できるように 公表しなければなりません。
- 3 町長は、社会経済情勢の動向などを踏まえ、中長期的 な財政収支見通しを作成し、公表するよう努めなけれ ばなりません。
- 4 町長は、町が保有する財産の適正な管理及び効率的な 運用を行い、その状況について分かりやすく公表する よう努めなければなりません。

#### (政策法務)

- 第28条 町は、町民のニーズや地域課題に対応し、町民 主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令 解釈に関する自治権を適正かつ効果的に活用しなけれ ばなりません。
- 2 町は、この条例に基づき、条例、規則等の整備や体系化に努めなければなりません。

(法令遵守及び公益通報)

- 第29条 町は、常に法令を遵守し、町政を公正に運営しなければなりません。
- 2 町長は、町政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、町職員の公益通報について必要な措置を 講じなければなりません。
- 3 町職員は、公正な町政を妨げ、町に対する町民の信頼 を損なう行為が行われていることを知ったときは、そ の事実を速やかに通報しなければなりません。
- 4 正当な公益通報を行った町職員は、そのことを理由に 不当な扱いをされることのないよう保障されなければ なりません。
- 5 公益通報に関して必要な事項は別に定めます。 (説明責任及び応答責任)
- 第30条 町は、町政運営における政策の企画立案、実施、 評価及び見直しの各過程における経過や内容、目標の 達成状況等の情報を町民に明らかにし、町政に対する 理解と信頼を得られるよう努めなければなりません。
- 2 町は、町民からの町政に関する意見、要望、提案、苦情 等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に 対応しなければなりません。

(広報広聴、パブリックコメント)

- 第31条 町は、町政の方針及び動向等の情報について、 多様な手段で分かりやすい広報を行い、また、多様な 手法で町民の意見を聴くよう努めるものとします。
- 2 町は、重要な条例の制定及び改廃並びに計画の策定 及び改廃を町議会に提案し、又は決定しようとすると きは、これらの案を公表し、パブリックコメントを行うな ど、町民からの意見、提案を広く求めなければなりませ ん。
- 3 パブリックコメントの実施について必要な事項は別に 定めます。

(行政手続)

第32条 執行機関は、町民の権利及び利益の保護を目的に、別に定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続について、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

(行政評価)

- 第33条 執行機関は、効果的かつ効率的な町政運営を進めるため、町の政策等の評価を実施し、その結果について、町民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。
- 2 執行機関は、行政評価の結果を、総合計画の進行管理 並びに予算、事業及び組織の改善等に反映させるよう 努めなければなりません。
- 3 行政評価を行うに当たっては、必要に応じて町民及び 専門家等の意見を聴くなど、評価方法の改善に努めな ければなりません。

(外部監査)

第34条 町は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、別に定めるところにより、必要に応じて外部機関による監査を実施し、その結果を公表しなければなりません。

(危機管理)

- 第35条 町は、町民、関係機関及び他の地方自治体との協力及び連携により、災害発生等の不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。
- 2 町は、危機管理体制の一環として町民の自主防災機能の強化を図るため、町民の活動を積極的に支援するよう努めるものとします。
- 3 町民は、災害発生等においては、自らを守る自助及び 地域で支えあう共助を理念として、相互に連携し、助け 合うよう努めなければなりません。

## 第10章 町民投票

(町民投票)

第36条 町長は、町政に関する重要事項について、広く 町民の意思を確認する必要があると認めたときは、町 議会の議決を経て、町民投票を実施することができま す。

- 2 町長は、河合町の有権者がその総数の50分の1以上 の者の連署をもって、その代表者から町民投票に関す る条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたと きはこれを実施しなければなりません。
- 3 町民投票に付すことができる案件、投票に参加できる 者の資格その他の町民投票の実施に必要な事項は、そ れぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。
- 4 町は、町民投票の結果を尊重しなければなりません。

#### 第11章 連携

(広域連携)

- 第37条 町は、共通する課題を解決するため、他の地方 自治体、国及びその他の機関と対等な立場で、相互に 連携を図りながら協力して、まちづくりを推進しなけれ ばなりません。
- 2 町民は、他の地方自治体の住民や団体等と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう 努めるものとします。

#### 第12章 条例の位置づけ及び見直し

(自治の最高規範)

第38条 この条例は、河合町における自治の最高規範であり、町民及び町は、この条例を遵守しなければなりません。

2 町は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等 の運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重 しなければなりません。

(条例の見直し)

- 第39条 町長は、この条例の施行後5年を超えない期間 ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなけ ればなりません。
- 2 前項の規定による検討を行うに当たっては、多様な手 段を用いて町民の意見を聞くとともに、これを反映さ せなければなりません。

(運用)

- 第40条 町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、河合町まちづくり自治基本条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。
- 2 推進委員会は、この条例に基づく他の条例規則の点検、 運用の検証評価を行い、その結果を踏まえ、必要な見 直しを町長に求めることができます。
- 3 前2項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び 運営に関し必要な事項は、町長が定めます。

#### 附則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。